# 第50期 定時株主総会

# 招集ご通知

開催日時

2024年 7月 5日 (金曜日) 午前10時 (受付開始は午前9時30分)

開催場所

大阪市中央区南船場4丁目2番4号 ハートンホール日本生命御堂筋ビル 12階 「マーガレット」

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申しあげます。

## インターネットまたは書面(郵送)による議決権行使期限

インターネットまたは書面(郵送)により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

### 議決権行使期限

2024年7月4日 (木曜日) 午後6時まで

本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を掲載した書面をお送りしております。

なお、ご出席の株主様へのお土産はとりやめとさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

## 目次

第50期定時	株主総会	招集ご通知	]	1
株主総会参	考書類			5
事業報告		•••••		15
連結計算書類	須	•••••		31
計算書類				34
監査報告				37

# 株式会社ダイサン

証券コード:4750

証券コード:4750 2024年6月19日

株主各位

大阪市中央区南本町2丁目6番12号 株式会社ダイサン 代表取締役社長藤田武士

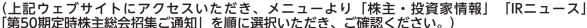
## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】https://www.daisan-g.co.jp



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/4750/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ダイサン」または「コード」に当社証券コード「4750」を入力(半角)・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

インターネットまたは書面(郵送)による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年7月4日(木曜日)当社営業時間終了の時(午後6時)までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具





1. 日 時 2024年7月5日(金曜日) **午前10時(受付開始は午前9時30分)** 

ハートンホール日本生命御堂筋ビル 12階 「マーガレット」

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照 のうえ、お間違いのないようお願い申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第50期 (2023年4月21日から2024年4月20日まで) 事業報告、連結計算書類がびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第50期 (2023年4月21日から2024年4月20日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 当社とDRC株式会社との合併契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ▶当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ▶本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の以下の事項

連結注記表

- ②計算書類の以下の事項 個別注記表
- ③事業報告の以下の事項 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 剰余金の配当等の決定に関する方針
- ▶電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## <株主様へのお願い>

当日は、「COOL BIZ(クールビズ)」にてご対応いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年 7 月 5 日 (金曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)

## インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

## 行使期限 2024年 7 月 4 日 (木曜日) 午後 6 時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年7月4日 (木曜日) 午後6時到着分まで

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

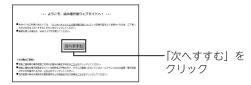
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

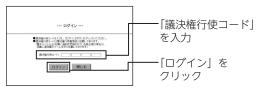
# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



**2** 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



**3** 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

第1号議案 当社とDRC株式会社との合併契約承認の件

当社は、2024年5月1日開催の取締役会における決議に基づき、2024年7月10日を効力発生日として、当社の完全子会社であるDRC株式会社(以下 「DRC」という。)を吸収合併することとなりました。

## (1)合併の目的

当社グループにおける事業再編の一環として、業務の合理化・効率化および、収益の向上を図ることを目的に、非連結子会社の吸収合併を行います。

## (2)合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、DRCは解散します。

## (3)合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の完全子会社の吸収合併であるため、株式および金銭等の割当てはありません。

(4)合併に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い 当該事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

## (1)変更の理由

当社は、第1号議案「当社とDRC株式会社との合併契約承認の件」に記載のとおり、2024年7月10日にDRC株式会社との間で本合併を実施することに伴い、同議案のご承認をいただくことを前提として、次のとおり定款の一部を変更するものであります。

当社非連結子会社 DRC株式会社の吸収合併並びに労働者派遣事業許可取得に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の変更を行うものであります。

## (2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目	第2条 (現行どおり)
的とする。	
(1)~(11)(条文省略)	(1)~(11)(現行どおり)
(12)人材派遣	(12)労働者派遣事業
(新設)	(13)アウトソーシング事業の委託・請負
<u>(13)</u> 建設土木工事に関するコンサルティング業務	<u>(14)</u> (現行どおり)
(14)監視用カメラの開発、販売、賃貸借に関連	<u>(15)</u> (現行どおり)
する業務	
(新設)	(16)電子機器の企画、設計、開発、製造、
	販売、リース、輸出入、取付工事、
	技術開発、技術指導ならびに発明、考案、
	<u> 意匠、調査、保守およびメンテナンス業</u>
( <u>15</u> )建築物および構築物の外観調査	<u>(17)</u> (現行どおり)
(16)教育研修事業	<u>(18)</u> (現行どおり)
<u>(17)</u> 上記各号に附帯関連する一切の事業	<u>(19)</u> (現行どおり)

## 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。) 4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会より、候補者4名については、これまでの経営実績から 事業運営に精通していると判断し、適任であることの意見がなされています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株式 数
	章 蒲 葉 和 (1949年10月5日生) 再任 取締役在任期間48年7ヵ月	1974年 4 月 当社入社 1975年12月 当社専務取締役 1982年 7 月 当社代表取締役社長 2015年 4 月 当社代表取締役会長(現任)	228,000株
1	(取締役候補者とした理由) 40年以上、当社の代表取締役として経営を行い、現在の業界での地位を築き上げた実績と経験、ならびに一般社団法人仮設工業会の理事を20年以上務めるなど、これまで業界全体の地位向上に貢献してきたことを評価し、取締役の候補者として適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
2	藤 田 武 敏 (1968年11月20日生) 再任 取締役在任期間17年	1993年10月 当社入社 2000年6月 当社大阪サービスセンター係長 2001年4月 当社第一営業企画部課長 2002年4月 当社営業企画部部長 2003年2月 当社住環境事業部部長 2003年7月 当社執行役員住環境事業部部長 2005年10月 当社取締役 2007年7月 当社取締役 2008年3月 当社営業本部長 2011年11月 当社施工営業本部長兼近畿・京滋東海エリア統括部長 2013年10月 当社市工営業本部長 2013年10月 当社市工営業本部長 2015年4月 当社施工営業本部長 2015年4月 当社代表取締役社長(現任) 2016年6月 当社営業本部長 2019年10月 DRC株式会社 取締役(現任) 2022年12月 株式会社システムイン国際 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社システムイン国際 取締役	13,000株
	(取締役候補者とした理由	_, 	マの子啼を≕(年)
		業と要職を経験し、事業基盤の基礎を構築した実績と、そ そを見据えた新市場・新販路の開拓、海外事業展開、新た	
		めの積極的な投資、当社の認知度向上のためのIR活動など	
	題に対し率先して取り組	む姿勢は、当社の成長に力強く貢献いただけると考え、取	双締役の候補者と
	して適任であると判断していることから、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社 の 株 式 数
3	網 良 証 弧 (1972年3月14日生) 再任 取締役在任期間3年	1992年 9 月 当社入社 2002年 3 月 当社熊本サービスセンター 副所長 2005年10月 当社レンタル事業本部付 2006年 2 月 当社神奈川サービスセンター リーダー 2007年 1 月 当社関東エリア 統括部長 2008年 3 月 当社首都圏ブロック ブロック長 2011年 9 月 当社首都圏エリア エリア長 2015年 7 月 当社執行役員 首都圏エリアエリア長 2016年11月 当社執行役員 施工サービス本部 副本部長 2017年 2 月 当社執行役員 施工サービス本部 本部長 2020年 6 月 当社執行役員 施工サービス本部 本部長兼 首都圏東・西エリア 統括 2021年 4 月 当社執行役員 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長 2021年 7 月 当社取締役 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長 2022年 4 月 当社取締役 施工サービス事業部 事業部長兼 首都圏地域統括部長	2,600株
	担い、特に首都圏エリア した実績を評価しており 指導についても強いリー	b) に関する高い技術と知見を活かして、当社と請負スタップの進出と展開に大きく貢献し、足場施工サービス事業にまます。今後も事業に関わる責任者から、ベテラン・若手スダーシップを発揮していただけると考え、取締役の候補者ら、選任をお願いするものであります。	らける基盤を確立 スタッフに対する

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執

行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害 を填補することとしております。

候 補 者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株式数
4	新 谷 岳 志 (1981年9月22日生) 再任 取締役在任期間2年	2010年11月 当社入社 2010年11月 当社大阪サービスセンター 2011年7月 当社経営企画室 2014年4月 当社埼玉サービスセンター 営業課 チーフ 2015年8月 当社埼玉サービスセンター 営業課 リーダー 2016年12月 当社埼玉サービスセンター サービスセンター長 2018年3月 当社首都圏東エリア エリア長 2018年7月 当社執行役員 首都圏西エリア 統括 31社執行役員 海外事業本部 (現 グローバル事業部) 部長 2019年7月 Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director (現任) PM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Managing Director (現任) YM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Managing Director (現任) (現任) YM&I Pte. Ltd. (現 Daisan Asia Pacific Pte. Ltd.) Managing Director (現任) (重要な兼職の状況) Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Managing Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director Daisan Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director Daisan Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director Daisan Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director	一株
	年5月の在外子会社取得的な交流と人財統制、調けまたことを評価してはまた。 り、将来を見据えた東南	<b>b)</b> ービス事業において、大手顧客を中心とした販路開拓に 景後は現地へ出向の上、Directorの要職に就き、現場ス <sup>、</sup> 事業拡大のための販路開拓を進めており、海外事業の基 うります。今後も当社グループにおける海外事業の位置 有アジア市場でのビジネス展開に寄与していただけると ると判断していることから、選任をお願いするものであり	タッフとの積極 盤創りに貢献し 付けは重要であ 考え、取締役の

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選仟の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株式数
<sup>おき</sup> もと かおる 沖 本 薫 (1970年5月22日生)	1994年2月 当社入社 2001年6月 当社山口サービスセンター サポート課主任 2015年1月 当社山口サービスセンター SC長代理 2017年6月 当社山口サービスセンター SC長 2019年6月 当社山口・山口東サービスセンター SC長 2020年6月 当社中国エリア 副エリア長 2022年4月 当社中国地域統括部 リーダー (現任)	一株

## (補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由)

当社に入社後、サービスセンター内の業務に携わり、その後、SC長、副エリア長の役職を務め、中国地域の運営管理、業務改善に取り組まれておりました。現在は、中国地域の統括部においてリーダー職を務め、サービスセンターの管理、業務改善のみならず、内部監査室の主査として、施工サービス事業部全体の課題解決に向け貢献されております。施工サービス事業の業務内容に精通しており、今後の事業所改善に尽力いただけると考え、補欠の監査等委員である取締役の候補者として、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 沖本 薫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定でありま す。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度 額といたします。
  - 3. 当社は保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等 賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が

監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏は当該契約の被保険者となります。当該 契約の概要は、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の 追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

以上

## 事 業 報 告

(2023年 4 月21日から 2024年 4 月20日まで)

## 1. 企業集団の現況

## (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、社会経済活動の正常化が進んだことから、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、不安定な国際情勢、資源・エネルギー及び原材料価格の高止まり、世界的な金融引き締め、円安の進行や消費者物価の上昇などにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社に関連の深い住宅業界については、資材価格の高騰等を背景として、新設住宅着工戸数は全体で減少傾向が続きました。

こうした状況において、当社では当事業年度を最終年度とする中期経営計画において、「既存事業の再構築と事業間連携の強化」、「新市場の創造と東南アジアでのビジネス基盤確立」、「未来社会に貢献するヒト創りと商品サービスの開発」、「ヒトとデジタル技術をつないだビジネス革新」、「ES(従業員満足)ファーストのガバナンス体制構築」を5つの重点戦略として設定し、将来を見据えた収益性の高い事業構造への転換を進めてまいりました。

当期間においては、多様な人材が活躍できる職場づくりのための組織サーベイを実施するとともに、全社員を対象とした給与のベースアップを実施しました。また、人材育成のためオープンバッジを用いた社内研修制度の開始など、人的資本への投資を積極的に進めました。

なお、全社業績に関して、売上高は微減となりましたが、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は黒字に転じました。これは前期に減損損失を計上したことによる減価 償却費の減少等の影響によるものです。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は10,407百万円(前年同期比1.0%減)、営業利益56百万円(前年同期は営業損失63百万円)、経常利益37百万円(前年同期は経常損失1百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益60百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1.016百万円)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

施工サービス事業につきましては、新設住宅着工戸数の減少が続く中、主要な取引先である 大手ハウスメーカーの住宅の受注は全体で昨年並みとなりました。

このような状況の中、当事業においては、商品別では販促を進めてきた中層大型建築物向け工事の売上が伸長しましたが、売上全体では微増となりました。利益面では、昨年来の物価上昇を背景に、業界及び施工スタッフの地位向上に向けた値上げ交渉の成果が出始めたものの、給与のベースアップや、レンタル市場の開拓を目論んだ部材の追加投入による減耗費の増加等もあり、当期間における利益への影響は限定的となりました。

以上の結果、売上高は7,161百万円(前年同期比1.0%増)、売上総利益は1,900百万円(同5.9%減)となりました。

製商品販売事業につきましては、鋼材価格の高止まりとそれに伴うレンタル需要の高まり、市場における施工人員の不足などから、市況全体で購買意欲の低下が見られました。

このような状況の中、当事業においては、商品別では中層大型建築物向けに安全性を高めた次世代足場「レボルト」の売上が伸長し、また2024年問題の運送費増加を見込んだ駆け込み需要による引き合いも見られましたが、前年同期では販売価格引き上げ前の一時的な買い増しの動きがあったことから、売上、利益ともに前年同期比で減少となりました。

以上の結果、売上高は1,077百万円(前年同期比32.8%減)、売上総利益は305百万円(同39.1%減)となりました。

海外事業につきましては、在外子会社のあるシンガポールでは、欧州及び中国の景気減速への懸念などを受けて、景気は鈍化しました。

このような状況の中、当事業ではコロナ規制撤廃によるワーカー採用正常化により売上は拡大し、利益面では現場管理の厳格化による採算性の改善、前期に計上した減損損失による減価 償却費の減少などにより、利益が大きく伸長しました。

以上の結果、売上高は2,099百万円(前年同期比19.8%増)、売上総利益は561百万円(同56.9%増)となりました。

その他につきましては、業務受託料および保険代理店収入等で構成されており、売上高は69百万円(前年同期比2.3%増)、売上総利益は53百万円(同1.2%減)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額(有形、無形固定資産(のれんを除く))は、228百万円であります。

その主なものは、当社の基幹システム機能改修19百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として 1,170百万円、長期借入金として200百万円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

	区 分		第47期	第48期	第49期	第50期 (当連結会計年度)
			(2021年4月期)	(2022年4月期)	(2023年4月期)	(2024年4月期)
売	上	高(百万円)	8,653	9,700	10,512	10,407
経常利益	i又は経常損	失(△)(百万円)	177	79	△1	37
当 期 又は親	株主に帰   純 <sup>ラ</sup> 会社株主 期純損失	利 益(百万円) に帰属(百万円)	34	50	△1,016	60
	こり当期純和 :り当期純損:		5.42	7.82	△158.55	9.45
総	資	産(百万円)	10,000	10,216	10,097	10,372
純	資	産(百万円)	6,713	6,566	5,379	5,354

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除)に基づき算出しております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 当社の財産および損益の状況

区分		第47期	第48期	第49期	第50期 (当事業年度)	
			(2021年4月期)	(2022年4月期)	(2023年4月期)	(2024年4月期)
売	上	高(百万円)	7,766	8,537	8,759	8,308
経	常利	益(百万円)	244	198	173	9
当 又は	期 純 利 当期純損失	— 益 (△)	100	168	△1,442	△6
	当たり当期純利i 当たり当期純損失		15.59	26.21	△225.00	△1.08
総	資	産(百万円)	9,510	9,878	8,949	9,212
純	資	産(百万円)	6,999	6,956	5,379	5,237

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除)に基づき算出しております。
  - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第48期の期首から適用しており、第48期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	当社の議決権比率	主要な事業内容
Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	100.0%	足場工事、熱絶縁工事、 塗装、電気設備工事

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境として、住宅着工は新築で減少する一方、リフォームは中長期的に微増傾向との予測となっており、建設業界の動向に注視する必要があります。また、日本国内では更に人口が減少することから、建設業界における労働者不足とそこから生じる人件費の高騰が進むと考えられます。国際的にも一部の国では労働者不足が問題となっており、在外子会社のあるシンガポールについては、シンガポール人の雇用を守る目的で外国人労働者の採用可能枠が設けられており、過去数十年間に何度も改正による厳格化が行われております。直近では2024年1月に改正されており、国内同様に労働者の不足が進むと想定されます。

これらの経営環境を踏まえ、当社グループでは以下の課題を掲げ、継続的な事業拡大と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

施工サービス事業において、人口減少および熟練技術者の引退による労働者不足や施工能力の確保が喫緊の課題ですが、現場効率化設備の導入や資材置き場の管理スタッフの雇用、デジタル技術の活用等により生産性を向上するとともに、積極的なグローバル人材の雇用と人材育成プログラムの強化を進め、建設業界全体の労働力不足に貢献することを目指します。また、2024年4月の労働安全衛生規則改正を受け、建設現場における足場の仕様が厳格化されたことから、1現場あたりの部材数が増加しています。これに伴い作業時間も増加するため、労務費が上昇し、住宅業界における足場施工業者の淘汰が進むと考えられます。足場部材など豊富な資源を有する製造メーカーとしての優位性や施工ネットワークを駆使した施工力を活かし、品質と対応力を強化することで、労働時間と品質に応じた適正価格での受注および住宅足場業界を中心としたシェア拡大に取り組んでまいります。

製商品販売事業において、顧客である足場施工事業者では、昨今の鋼材価格高騰に伴う部材購入時の資金負担増加やコスト削減の観点より、購入からレンタルへシフトする傾向が強まっています。昨年度本格的に開始したレンタル事業ネットワークの拡大を進め、より利便性を高めることで、様々な顧客ニーズへ柔軟に対応し、顧客課題である資材投資負担の軽減に貢献します。レンタル拠点数の増加や多様性のあるレンタルシステムの構築により、多くのお客様のニーズにお応えできるよう取り組んでまいります。また、業界の労働者不足を解消するため、施工効率の向上につながる新商材の開発を進め、社会全体の課題にも取り組んでまいります。

海外事業において、シンガポール子会社のMirador Building Contractor Pte. Ltd.では、適正な施工人員枠の確保と戦略的な配置を進めるとともに、エンジニアリング会社として高付加価値化を図り、受注構成を見直すことで収益性を高めてまいります。また、足場、メカニカル、O&Mの3つの戦略分野では、受注基盤の拡大に向けた新規大型案件の獲得や価格改定を進め、シンガポール市場におけるビジネスパートナーや顧客との関係構築にも取り組み、長期的な視野での市場開拓に注力してまいります。

## (5) 主要な事業内容(2024年4月20日現在)

当社グループは、施工サービス事業、製商品販売事業、海外事業およびその他の事業を行って おりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 施工サービス事業 クサビ式足場「ビケ足場®」次世代足場「レボルト®」等の施工サービス・部材のレンタル
- ② 製商品販売事業 建築金物・仮設機材の製造・販売(ビケ部材のほか、中高層建築や橋梁などで使用される一般仮設材)
- ③ 海外事業 シンガポールにて主にプラントのメンテナンス向けに、足場工事を中心とした熱絶縁工事や 電気工事などの付帯工事
- ④ その他の事業 業務受託および保険代理店ほか

## (6) 主要な営業所および工場 (2024年4月20日現在)

## ① 当社

(名 称)	(所 在 地)	(名 称)	(所在地)
本 社	大阪市中央区	広島サービスセンター	広島市安佐南区
堺 工 場	堺 市 中 区	広島東サービスセンター	広島県東広島市
商品センター	堺 市 中 区	福山サービスセンター	広島県福山市
東 京 支 店	東京都港区	山口東サービスセンター	山口県岩国市
九州支店	福岡県古賀市	岡山サービスセンター	岡山県倉敷市
埼玉サービスセンター	埼 玉 県 狭 山 市	福岡サービスセンター	福岡県古賀市
神奈川サービスセンター	相 模 原 市 南 区	福岡西サービスセンター	福岡県糸島市
川崎サービスセンター	川崎市川崎区	福岡東サービスセンター	福岡県行橋市
横浜サービスセンター	横浜市金沢区	北九州サービスセンター	北九州市八幡西区
埼玉東サービスセンター	埼玉県草加市	山口サービスセンター	山口県下関市
千葉サービスセンター	千葉県印西市	熊本サービスセンター	熊 本 市 東 区
埼玉北サービスセンター	埼玉県久喜市	熊本北サービスセンター	熊本県玉名郡南関町
滋賀サービスセンター	滋賀県草津市	福岡南サービスセンター	福岡県久留米市
京都サービスセンター	京都府亀岡市	大分サービスセンター	大 分 県 大 分 市
名古屋サービスセンター	名 古 屋 市 南 区	大阪整備工場	堺 市 中 区
三重サービスセンター	三重県亀山市	神戸北整備工場	神 戸 市 北 区
大阪サービスセンター	堺 市 中 区	福岡南整備工場	福岡県久留米市
大阪北サービスセンター	大阪府枚方市	福岡東整備工場	福岡県行橋市
兵庫サービスセンター	兵庫県加古川市	埼 玉 整 備 工 場	埼玉県狭山市
神戸北サービスセンター	神 戸 市 北 区	三 重 整 備 工 場	三重県亀山市

## ② 子会社

Mirador Building Contractor Pte. Ltd.	シンガポール
---------------------------------------	--------

## (7) 従業員の状況 (2024年4月20日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従美	美員数	前連結会言 増	
施工サービス事業	361名	(209名)	20名減	(23名増)
製商品販売事業	36名	(8名)	18名減	(20名減)
海外事業	102名	(342名)	12名減	(28名減)
その他	3名	(一名)	-名	(-名)
全社 (共通)	35名	(9名)	11名減	(5名増)
合計	537名	(568名)	61名減	(20名減)

<sup>(</sup>注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。) は ( ) 外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
	4354	3(226፡	名)	49名減(8名増)			39.	.9歳					11.6	5年

<sup>(</sup>注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。) は ( ) 外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先 (2024年4月20日現在)

借	入	先	借入	額
株式	会 社 三 井 住 🏾	友 銀 行	1,350,550	千円
株式	会 社 三 菱 U F	J 銀 行	1,218,463	千円
日本	生命保険相	豆 会 社	110,000	千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## **2. 株式の状況** (2024年4月20日現在)

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,618,000株 (自己株式 1,205,162株を含む)

(3) 株主数 3,055名

(4) 大株主 (上位10名)

杓	ŧ			Ē	È			3	名	持	株	数	持	株	比	率
有		限	1	会	社	Ł	和		顔		1,411,0	000株			22.0	00%
ダ	1	サ	ン	取	引	先	持	株	会		526,0	000			8.2	20
ダ	1	サ	ン	従	業	員	持	株	会		300,1	11			4.6	8
三			浦			民			子		228,0	000			3.5	66
三			浦			基			和		228,0	000			3.5	6
大			原			春			子		215,7	'00			3.3	86
大	阪中	□ 小	企業	美 投	資育	育 成	株 :	式会	注社		200,0	000			3.1	2
金			沢			昭			枝		191,2	200			2.9	8
三			浦			宣			子		128,0	000			2.0	00
株		式	Í	会	社	t	麻		生		104,4	100			1.6	53

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が1,205,162株あります。
  - 2. 持株比率は自己株式 (1,205,162株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況(2024年4月20日現在)

	地				位		氏			名	担当および重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	会	長	三	浦	基	和	
代	表	取	締	役	社	長	藤	$\blacksquare$	武	敏	株式会社システムイン国際 取締役
取			締			役	相	良	正	34	
取			締			役	角	谷	岳	志	グローバル本部 本部長 Mirador Building Contractor Pte. Ltd. Managing Director Golden Light House Engineering Pte. Ltd. Managing Director Daisan Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director
取	締 役	( ]	监 査	等	委員	1)	和	$\blacksquare$	誠	_	
取	締 役	( [	监 查	等	委員	( )	豊	$\blacksquare$	孝	=	アクシア法律会計事務所 所長
取	締 役	( E	监 查	等	委員	( )	成	末	奈	穗	弁護士法人オルビス 社員弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)豊田 孝二氏および取締役(監査等委員)成末 奈穂氏は社外取締役であります。
  - 2. 取締役(監査等委員)豊田 孝二氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - 取締役(監査等委員)豊田 孝二氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - 3. 当社は取締役(監査等委員)豊田 孝二氏および取締役(監査等委員)成末 奈穂氏を東京証券取引 所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 4. 監査等委員会設置会社のもと、社外取締役2名・取締役1名で構成される監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しておりますが、遠隔での監査が実施しやすいように、グループウェアのIDを割当て、常に社内資料の確認ができるなどの環境整備を行っております。そのため、必ずしも常勤者の選定が必要であると判断していないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

### (2) 取締役の報酬等

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬などの内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 固定報酬(基本報酬・役職報酬) に関する方針 固定報酬については、等級と役職により、その支給額を定めており、等級については定時株主総会 後の取締役会の決議により洗い替えることとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程 に定め支給しております。
- b. 業績連動報酬等に関する方針 業績連動報酬については、決算調整前の営業損益によって決定される従業員賞与の支給月数を指標 とし、毎年5月度に開催される取締役会で協議の上、その支給額を決議し、7月に支給することとし ております。なお、取締役会での協議においては、支給時期の経営環境、財政状態を考慮し、一律に

支給するものとせず、減額もしくは支給しないことを検討することにしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 固定報酬 (基本報酬・役職報酬) に関する方針

各監査等委員である取締役に対する支給金額は、定時株主総会後に開催される監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。なお、報酬の支給方法は、役員報酬規程に定め支給しております。

また、役員報酬規程に定めるとおり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものと決議されております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)と執行役員に対する有効な監査・監督機能の発揮を期待される立場から、固定報酬のみとしております。

## 当事業年度にかかる報酬等の総額

	お馴笑の宛	報酬等の種	対象となる	
丛 分	報酬等の額	固定報酬	業績連動報酬	役員の員数
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	84,644千円	84,644千円	-千円	4名
	(-千円)	(-千円)	(-千円)	(-名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14,724千円	14,724千円	-千円	3名
	(7,200千円)	(7,200千円)	(-千円)	(2名)
合計 (うち社外役員)	99,368千円	99,368千円	-千円	7名
	(7,200千円)	(7,200千円)	(-千円)	(2名)

(注) 2015年7月9日開催の第41期定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)分が年額120,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役分が年額15,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役(監査等委員)豊田 孝二氏は、アクシア法律会計事務所の所長であります。 当社はアクシア法律会計事務所との間には特別な関係はありません。
  - ・取締役(監査等委員)成末 奈穂氏は、弁護士法人オルビスの社員弁護士であります。 当社は弁護士法人オルビスとの間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度における監査等委員会の主な活動状況として、監査等委員会を月1回開催し、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス遵守等を中心に協議を行い、内部監査員同行による事業所への往査と従業員への質問、業務の観察、社内規程の閲覧等を進め、特に業務の有効性および効率性、法令の遵守状況について監査を行い、適宜取締役会において経営に関わる各種の提言をいたしました。具体的な内容としては、従業員への質問を通じた労働法・社内規程の遵守状況、ハラスメントの発生状況、資産の管理状況、中期経営計画の進捗などの確認を委員自ら調査するほか、監査等委員会に関連当事者を招致しての質問、合議体の議事録閲覧、補助者を利用しての社内アンケート実施等により得られた情報をもとに、職業的専門家として、課題抽出、経営陣への提言等を行いました。そのほか、会計監査人に対し、監査計画に則って適切に監査時間が確保できているかを四半期毎に計画との差異を報告させるなど、連携強化に取り組みました。

	出席状況および社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 豊田孝二	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、弁護士・公認会計士として、過去の計算書類や重要な規程の閲覧、他の取締役や事業部責任者への質問、内部統制システムの確認を中心に行い、職業的専門家としての見地より企業統治の状況確認を行い、社外の立場から必要な提言を行いました。 また、監査等委員会においては、当社のグループウェアから得られる合議体の議事録、内部通報窓口・社内アンケートからの情報に基づき、全社課題抽出及び委員会での協議のほか、内部統制・重要な社内規程の運用状況を監査し、内部統制の整備や規程変更の必要性を進言するなど、社内のリスク評価に努め、業務改善のための提言を行いました。
取締役(監査等委員) 成末 奈 穂	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 当社初の女性取締役として、ダイバーシティに関わる課題や、内部通報窓口に寄せられた法的問題について、社外の立場から経営陣に助言する等、職場環境改善に向け取り組みました。 取締役会においては、弁護士として多数の企業法務経験と大阪地方裁判所の建設関係紛争の集中部における非常勤裁判官の経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督、助言をしております。 また、監査等委員会においては、当社のグループウェアから得られる合議体の議事録、社内アンケートからの情報に基づき、全社課題抽出及び委員会での協議を行い、内部監査室の監査結果等に基づく課題抽出、働きやすい職場環境づくりのための提言を行いました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(監査等委員)和田 誠一氏、取締役(監査等委員)豊田 孝二氏、取締役(監査等委員)成末 奈穂氏との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、執行役員および管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たことや、犯罪行為、不正行為、詐欺行為等の場合には填補の対象としないこととしております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

## (2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,500千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の額を同意するにあたり、取締役、情報取扱責任者、財務経理部責任者および職務を補助すべき使用人として指名した内部監査室員および内部統制委員会委員より提供された情報と、会計監査人より提供された過年度の監査結果の監査工数、監査手続等の職務遂行状況の報告、並びに品質管理システムの整備・運用状況の概要報告を踏まえ、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適正であると判断し、同意をいたしました。
  - 3. 当社の海外子会社Mirador Building Contractor Pte. Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

## (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、原則として、 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

1. 処分対象

太陽有限責任監査法人

## 2. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ケ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。 ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場し たことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・業務改善命令 (業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

## 3. 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である 2 名の公認会計士が、相当の 注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

# 連結貸借対照表 (2024年4月20日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 <i>の</i>	) 部
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	[6,628,592]	【流 動 負 債】	[4,173,401]
現 金 及 び 預 金	1,697,174	支払手形及び買掛金	547,969
受取手形、売掛金及び契約資産	1,942,946	電子記録債務	155,588
電子記録債権	176,836	短 期 借 入 金	2,060,660
商品及び製品	766,444	1年内返済予定の長期借入金	206,656
仕 掛 品	216,109	リース 債 務	114,072
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	216,711	未払法人税等	4,779
賃 貸 用 仮 設 材	1,553,712	賞 与 引 当 金	145,525
その他の流動資産	92,370	その他の流動負債	938,149
算 倒 引 当 金	△33,715	【固定負債】	[844,381]
【固定資産】	[3,743,580]	長期借入金	592,255
(有 形 固 定 資 産)	(2,800,341)	リース債務	23,390
建物及び構築物	955,259	繰延税金負債	5,332
機械装置及び運搬具	73,831	資産除去債務 その他の固定負債	141,204
土 地	1,656,757	その他の固定負債 負債 合計	82,200 F 017 783
その他の有形固定資産	114,492	<u>東</u> 順 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	5,017,783 の 部
(無形固定資産)	(116,943)	【株 主 資 本】	[5,185,371]
その他の無形固定資産	116,943	(資本金)	(100,000)
(投資その他の資産)	(826,295)	(資本剰余金)	(930,603)
投 資 有 価 証 券	2,173	(利益剰余金)	(5,073,780)
関係会社株式	184,648	(自己株式)	(△919,012)
関係会社出資金	14,812	【その他の包括利益累計額】	[169,017]
繰 延 税 金 資 産	108,370	(その他有価証券評価差額金)	(141)
その他の投資	575,164	(為替換算調整勘定)	(168,876)
貸 倒 引 当 金	△58,873	純 資 産 合 計	5,354,389
資 産 合 計	10,372,172	負債・純資産合計	10,372,172

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 (注)

連結損益計算書 ( 2023年4月21日から ( 2024年4月20日まで )

(単位:千円)

71	^	
科    目	金	額
売 上 高		10,407,623
売 上 原 価		7,586,381
売 上 総 利 益		2,821,242
販売費及び一般管理費		2,764,953
営 業 利 益		56,288
営業外収益		
	3,326	
受取配当金	217	
	7,027	
不動産賃貸料	2,816	
助成金収入	16,023	20.010
その他の営業外収益	10,508	39,919
営業外費用		
支 払 利 息	42,524	
為替差損	1,403	
減 価 償 却 費	3,305	
控除対象外消費税等	6,007	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,108	
その他の営業外費用	4,731	59,080
経常利益		37,128
特 別 利 益		
固定資産売却益	5,254	
投資不動産売却益	34,039	
差入保証金回収益	10,000	49,293
	. 3,000	. 5,233
固定資産除却損	5,064	
	13,144	18,208
税金等調整前当期純利益	13,144	68,212
法人税、住民税及び事業税	8,798	00,212
	0,796 △1,186	7,611
法 人 税 等 調 整 額 <b>当 期 純 利 益</b>	△1,100	
		60,601
親会社株主に帰属する当期純利益		60,601

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

2023年 4 月21日から 2024年 4 月20日まで )

(単位:千円)

					株			主				資			本	-			
	資	本	金	資	本	剰	余金	利	益	剰	余	金	自	2	株	式	株主	資本台	信台
当連結会計年度期首残高		10	0,000			Ç	930,60	3		5,1	147,	,849			△919,	,012		5,259	,440
連結会計年度中の変動額																			
剰余金の配当(注1)										△1	134,	,669						△134	,669
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益											60,	,601						60	,601
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)																			
連結会計年度中の変動額合計			_				-			Δ	<sub>4</sub> 74,	,068				_		△74	,068
当連結会計年度末残高		10	0,000			Ç	930,60	3		5,0	073,	,780			△919,	,012		5,185	,371

	その他	の 包 括 利 益	累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	純 資 産 合 計
当連結会計年度期首残高	△33	119,785	119,752	5,379,192
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注1)				△134,669
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				60,601
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	174	49,090	49,265	49,265
連結会計年度中の変動額合計	174	49,090	49,265	△24,803
当連結会計年度末残高	141	168,876	169,017	5,354,389

- (注) 1. 2023年6月の取締役会における剰余金処分項目64,128千円および2023年12月に実施しました中間 配当 70,541千円であります。
  - 2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (2024年4月20日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部		負		 債	の		部
A 目 目 1	· 金額	科					<del></del>	額
【流動資産】	[5,605,322]	【流	動	負				[3,159,922]
現金及び預金	1,320,136	支			手 形			3,037
受 取 手 形	48,621	電	子	記録	债 赘	5		155,588
電子記録債権	176,836	買	-	掛	金	- 1		432,911
売 掛 金	1,059,944	短	期	借	入 金	- 1		1,400,000
契約資産	242,479			返済長:		- 1		206,656
商制制品	73,434	未	/	払	金金	- 1		124,057
日 袋 品 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	693,010 216,109	未	払	法人				4,779
I 原 材 料	216,109	未	払	消費				89,515
貯蔵品	644	未			費用			297,642
算 貸 用 仮 設 材 l	1,496,415	賞	与	引	当金	- 1		145,525
短 期 貸 付 金	438	そ	の他		動負債	- 1		300,208
未 収 入 金	44,896	【固	定	負	債】			[814,474]
その他の流動資産	17,704	長	期	借	入金	<u> </u>		592,255
算 倒 引 当 金 <b>1</b>	△1,418	資	産	除去		- 1		133,177
【固定資産】	[3,606,828] (2,333,897)	そ	の他		定負債	- 1		89,041
	412,087	負	債		<u>~ 只                                   </u>			3,974,396
構築物	176,387	7	純	·	 産	_	<u>の</u>	部
機械及び装置	66,403	【株	主	 資	本】		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	[5,237,612]
車 両 及 び 運 搬 具	0	(資		本	金)			(100,000)
工具器具及び備品	14,763	(資	本		余 金)			(1,116,620)
土 地	1,656,757	資	本	準	<b>流 並</b> /	<u>.</u>		649,860
その他の有形固定資産 (無 形 固 定 資 産)	7,496	そ	の他		剰余金	_		466,760
(無 <b>形 固 定 資 産)</b>     ソ フ ト ウ ェ ア	<b>(116,943)</b> 91,225	(利	益		新 示 玉 <b>余 金</b> )	-		(4,940,005)
その他の無形固定資産	25,718	利	益	準	<b>流 並</b> /	<u> </u>		49,795
(投資その他の資産)	(1,155,986)	そ	の他		剰余金			4,890,210
投資有価証券	2,173	って			立 金			3,328,000
関係会社株式	599,164	経	-	利益	剰 余 金			1,562,210
更生債権等	265	自				-		(△919,012)
保険積立金	85,919	【評侃			額等】			(\(\triangle 919,012\)
差入保証金	186,090				研 寺 』 価差額金)			
その他の投資 貸 倒 引 当 金	341,246 △58,873							(141)
		純色	資	産・ボーン	<u> </u>	_		5,237,753
資 産 合 計	9,212,150	負債	<u> </u>	純資	産 合 計			9,212,150

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> ( 2023年 4 月21日から 2024年 4 月20日まで )

(単位:千円)

科目		額
売 上 高		
施工売上高	7,161,621	
製商品売上高	1,077,084	
その他売上収入	69,470	8,308,176
売 上 原 価		
施工売上原価	5,261,013	
製商品売上原価	771,216	
その他売上原価	16,265	6,048,495
売 上 総 利 益	-, -	2,259,680
販売費及び一般管理費		2,245,815
営 業 利 益		13,864
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,543	
受 取 手 数 料	376	
受 取 保 険 金 等	1,067	
その他の営業外収益	9,538	14,525
営業外費用		
支 払 利 息	5,132	
減 価 償 却 費	1,253	
控除対象外消費税等	6,007	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,108	
その他の営業外費用	5,692	19,194
経 常 利 益		9,196
特別 利益		
差入保証金回収益	10,000	10,000
特別 損失		
減損損失	13,144	
固定資産除売却損	5,064	18,208
税引前当期純利益		987
法人税、住民税及び事業税	8,798	
法人税等調整額	△867	7,931
当期純損失		6,944

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

2023年 4 月21日から 2024年 4 月20日まで )

(単位:千円)

				資	本					
		資本	刺	余 金	利	益乗	1 余	金		
	資本金		マの仏姿	資本剰余金		その他利	の他利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 合 計
	× 17. 32	資本準備金	その他資本剰余金	合 計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計		本台計
当 期 首 残 高	100,000	649,860	466,760	1,116,620	49,795	3,328,000	1,703,823	5,081,618	△919,012	5,379,225
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注1)							△134,669	△134,669		△134,669
当期純損失 (△)							△6,944	△6,944		△6,944
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	-	△141,613	△141,613	_	△141,613
当期末残高	100,000	649,860	466,760	1,116,620	49,795	3,328,000	1,562,210	4,940,005	△919,012	5,237,612

	評価・換	算 差 額 等	
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純 資 産 合 計 📗
当 期 首 残 高	△33	△33	5,379,192
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注1)			△134,669
当期純損失 (△)			△6,944
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	174	174	174
事業年度中の変動額合計	174	174	△141,438
当期末残高	141	141	5,237,753

- (注) 1. 2023年6月の取締役会における剰余金処分項目64,128千円および2023年12月に実施しました中間 配当70,541千円であります。
  - 2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

株式会社ダイサン

取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

## 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巌 印

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 印

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイサンの2023年4月21日から2024年4月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイサン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計 算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報 告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企 業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、 構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実 施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

株式会社ダイサン

取締役会 御中

## 太陽有限責任監査法人

## 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒 井 巌 印業 務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 久 衛 印業 務 執 行 社 員 公認会計士 有 久 衛 印

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイサンの2023年4月21日から2024年4月20日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に 対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として 存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成 及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを 評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月21日から2024年4月20日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
  - また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指 摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月5日

株式会社ダイサン 監査等委員会

監査等委員和 田誠 一 ⑩

監査等委員(社外) 豊田孝二印

監査等委員(社外) 成 末 奈 穂 🗊

(注) 監査等委員 豊田 孝二及び成末奈穂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申しあげます。

会 場 大阪市中央区南船場4丁目2番4号 ハートンホール日本生命御堂筋ビル 12階「マーガレット」 電話 06-6258-1141 (代表)

交 通 大阪メトロ (地下鉄) 御堂筋線 心斎橋駅3番出□徒歩2分

( 駐車場の用意はいたしておりませんので、 お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。 )

